

■教育行政のポイント

不祥事相次ぐ“公募校長”

菱村 幸彦

大阪市が今春公募で任用した民間人校長に関する不祥事のニュースが相次いでいる。

公募採用の半数に及ぶ問題校長

一覧にしてみると、こんなぐあいだ。

▽小学校の公募校長が「給料が最低級だ」「英語教育に力を入れたいとアピールしたが、その環境ではなかった」などを理由に着任3か月で辞めた(6月26日付け読売新聞)。

▽小学校の公募校長が児童の母親にセクハラ行為をして、減給6か月の懲戒処分を受け、更迭された(目下、長期研修中)(9月10日付け読売新聞)。

▽小学校の公募校長が教育委員会の実施を装って自身の評価を尋ねるアンケートを行ったことが発覚し、教育委員会から厳重注意を受けた(9月13日付け読売新聞)。

▽中学校の公募校長が女性教職員6人に「なぜ結婚しないの」「なぜ子どもをつくらないの」と個別に質問し、抗議を受けて謝罪していた(9月20日付け朝日新聞)。

▽小学校の公募校長が全国学力調査当日に正規の手続きをとらないで、職場を数時間離脱していた(9月20日付け朝日新聞)。

▽中学校の公募校長が校長室で教頭に仕事を指示した際に口論となり、教頭に土下座をさせた(9月20日付け朝日新聞)。

▽小学校の公募校長2人が校長会は役に立たないとして脱会した(9月20日付け読売新聞)。

これをみてどう思うか。公募校長でなくても不祥事はあるではないかという声があるが、今春、大阪で公募で採用された校長は11人。その半数以上に問題ありというのは異常と言うよりない。市教委は、公募制度に問題はないとして、来春、民間人校長の採用枠を35人に拡大する方針を示しているが、

一連の不祥事は公募制と無縁とは思えない。

なかでも着任3か月で辞任した校長は、給与が最低級だとか、自分の思う英語教育を実現する環境がないなどを辞任理由にあげていたが、聞けば、本人はこれまでに転職を繰り返した経歴をもつという。そんな人物を校長に採用した公募制に問題はないのか。

公募校長のメリットはあるのか

また、児童の母親にセクハラをしたケースも問題だ。母親にあやしげな内容のメールを送信したり、飲酒を伴う会合でたびたび体に触ったりして、懲戒処分となった。なのに、市教委は、研修後、校長職に戻す方針というので、保護者は「2度と学校に戻ってほしくない」と強く反発している。

なぜ、問題校長を元の校長職に戻す方針なのか。これは公募制度に原因がある。というのは、公募校長は、教員から校長に任用される場合と異なり、市の「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」2条の「専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合に……期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは……選考により任期を定めて採用することができる」という規定に基づき、「大阪市立学校長」の職に限定して、期限付きで採用されている。で、不祥事があっても、期限内は、大阪市立学校長の職以外への配置換え等は制度的にできないのだ。

長年、教育界に貢献してきた多くの有能な教員を差し置いて、学校教育に何の知識も経験もない民間人を、それも一度に数十人も、校長に採用するメリットは、本当にあるのだろうか。

(ひしむら・ゆきひこ＝(財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

●学校・管理職として求められる対応と判断を法律に基づき解説！

『事例で学ぶ“学校の法律問題”』

【編集】坂田仰／黒川雅子 A5判・200頁／定価2,100円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)